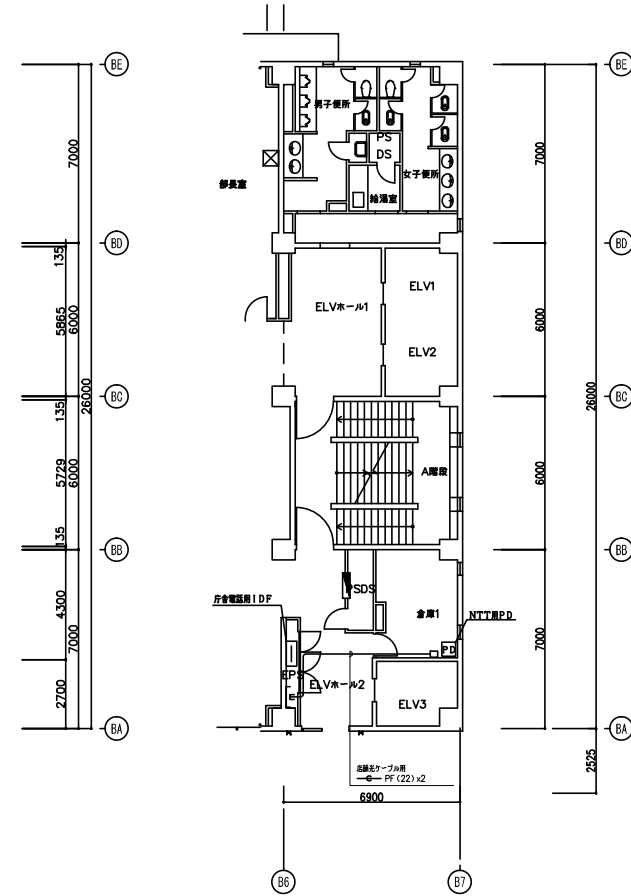
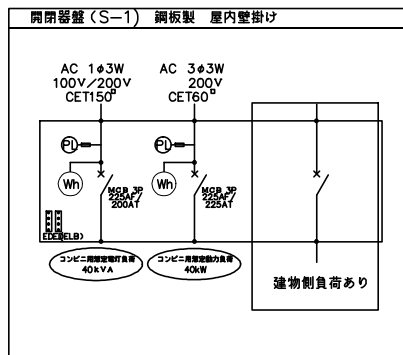


分庁舎 1階平面図



分庁舎 2階平面図



- 作動式スポット形感知器
- ◎ 非常放送スピーカー
- 避難口誘導灯
- ⊙ 非常照明 (バッテリー内蔵)
- ☒ 天井点検 (450°)

* 現在の設置機器は仮配置のため、コンビニ事業者にて撤去・新設等を行い、法適合を確認し、所管官庁へ申請すること。

* 防災機器の親機は本庁舎1階警備員室にあり、必要に応じて改修すること。
費用はすべて、コンビニ事業者の負担する。

* 天井裏に庁舎用の重要な電気配線やケーブルラックケーブルラック等があるため、工事には細心の注意を払うこと。また、図示の場所に天井点検口をコンビニ事業者にて新設すること。

* 電話回線は2階EPS内のIDFより取り出し可能。MDFは本庁舎4階の4階電話交換機室にあり、庁舎の電話回線とは別に契約を行うこと。

* 光回線の取り出しは2階倉庫1より取り出し可能。ただし、NTTへ使用の是非を確認のこと。

* 電話回線及び光回線の取り出しは通信事業者及び庁舎管理業者と十分に協議を行うこと。また、費用についてはすべてコンビニ事業者の負担とする。

* 自動ドアには、コンビニ事業者で設置する電灯盤より電源供給を行い、必要に応じてスイッチ等を設けること。

* コンビニ事業者で設置する電灯盤や動力盤には、必要な保護装置を設け、事故等で庁舎に波及しないようにすること。